

新植物調節剤実用化試験実施要領

1. この要領は、公益財団法人日本植物調節剤研究協会 定款第4条の公益目的事業達成のため定めるものである。
2. 新植物調節剤実用化試験（以下「試験」という）の実施については、特に定めるもののほかは、すべてこの要領による。
3. この要領において試験とは、植物調節剤（除草剤、植物成長調整剤及び植物の生育調整資材をいう。）の薬効、薬害及び残留性試験、その他これに類する調査等をいう。
4. 試験の遂行は、別に作成する試験設計書に記載された内容に従って実施しなければならない。又、当該内容が変更されたときも同様とする。
5. 試験薬剤は試験の目的以外に使用されることのないよう、また、紛失、盗難のないよう保管、管理を徹底する。
6. 試験圃場の規模は、試験結果の評価に影響を及ぼさない範囲で最小限の面積に止めるとともに、使用した薬剤が試験圃場外に飛散または流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努める。
7. 試験圃場における生産物については、これを適切に取り扱う。
8. 試験が終了したときは、試験成績書を提出するものとする。また、必要な場合は試験成績検討会において試験成績を報告する。
9. 試験終了後は、試験場所にて野帳（試験成績書の作成に使用した全ての資料）を5年間保管する。
10. 天災その他やむを得ない理由により、試験の遂行が困難となったときは、協議のうえ、試験の全部を中止し、又は試験の一部を変更することができる。
11. この要領に定めるもののほか、試験の実施について必要な事項は、協議の上これを定める。